

入札参加資格審査申請書の提出について（工事関係委託）

会津若松市が発注する工事関係委託業務の契約にかかる入札・見積り合わせに参加を希望する方は、下記により申請書等を提出してください。

資格審査の結果、「資格有り」と判断された方については、入札参加資格登録をいたします。登録は、次のとおり、毎月1日（20日締め）及び15日（5日締め）に行います。

- ◆ 毎月6日から20日までに提出された申請は、翌月1日登録
- ◆ 毎月21日から翌月5日までに提出された申請は、翌月15日登録

1. 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることが必要とされている場合においてこれを受けていない者
- (3) 物品の買入れその他の契約に関して不正の行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行をしないため競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において当該通知の日から2年を経過していない者
- (4) 物品の買入れその他の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合においてその事実があった日から2年を経過していない者
- (5) 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
- (6) 引き続き1年以上（決算日を基準日とする）その営業を営んでいない者
- (7) 会津若松市に納税義務を負っている者で、入札参加資格審査の申請又は入札参加資格の有効期間の延長手続の際に、その納付すべき市税を完納していない者

2. 入札に関する留意点

- (1) 予定価格50万円を超える測量業務及び設計業務の制限付一般競争入札については、原則として「電子入札システム」による入札を実施します。電子入札に参加する場合、ICカード（電子入札コアシステム対応）及びICカードリーダーが必要です。
- (2) ICカードは、お申込から発行まで1ヶ月程度必要な場合がありますので、余裕をもってご準備ください。詳しくは、会津若松市ウェブサイト内「電子入札のページ」をご覧ください。

3. 提出書類と記載要領

- (1) 入札参加資格審査申請書（工事関係委託）
 - ・登録業種の件数に制限はありません。ただし、「測量」「建築設計」「不動産鑑定」「土地家屋調査士」については、登録・許可を持つ事業所のみ、入札参加資格登録が可能です。
 - ・なお、委任先を設ける場合にあっては、委任先においてもこれらの事業所登録等が必要ですので、ご留意ください。
- (2) 委任状
 - ・支店、営業所等に入札・契約等の権限等を委任する場合のみ提出してください。
 - ・代理人（受任者）印は使用印鑑届の使用印鑑を押印してください。
- (3) 業務経歴書
 - ・市の様式提出してください。
 - ・希望する業務種別ごとに、直前2年度分を作成してください。
- (4) 技術者経歴書
 - ・市の様式で提出してください。市様式の内容が明記されていれば、任意の様式で提出され

ても結構です。

・希望する業務種別ごとに作成してください。

(5) 経営状況調書

・市の様式で提出してください。

(6) 直前決算の財務諸表

・直前1年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は利益(損失)処分計算書）

・個人事業主の場合は、確定申告の際の収支決算が記載されている書類（所得税青色申告決算書または収支内訳書など）

(7) 登録証明書等（写し可）

・許可登録を有する業種に係る登録を受けていることを証明する書面（登録証明書、現況報告書等登録内容を証明できる書類）、測量にあつては、登録の有効期限が示された書面を提出してください。

(8) 登記事項証明書（写し可）

・法人の場合のみ提出してください。（申請日より3か月以内に発行されたもの）

(9) 身分証明書（写し可）

・個人事業主の場合のみ提出してください。（申請日より3か月以内に発行されたもの）

(10) 営業証明書（写し可）

・個人事業主の場合のみ提出してください。（申請日より3か月以内に発行されたもの）

(11) 納税証明書(入札用)（写し可）

・直近2か年度内において会津若松市の市税が賦課されている事業者は、市税の納税証明書を提出してください。（会津若松市役所財務部税務課にて発行）

※未納がある場合は、登録できません。

・【法人】（申請日より3か月以内に発行されたもので直近2か年度分）

法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、特別徴収義務者にあつては徴収した市民税

・【個人】（申請日より3か月以内に発行されたもので直近2か年度分）

市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、特別土地保有税

(12) 使用印鑑届

(13) 印鑑証明書（写し可）

・法人の場合は法務局で発行されます。

・個人の場合は住民登録をしている市町村役場で発行されます。

・証明日3か月以内の証明書に限ります。

・複写の場合は原寸大で鮮明なこと。

(14) 法令の遵守及び暴力団の排除に関する誓約書

(15) 役員等に係る暴力団に関する調査についての同意書

(16) 資本関係・人的関係調書

・会社法上の親会社・子会社等の関係や取締役の兼任がある事業者同士については、同一入札への参加を制限しています。該当がない場合についても調書を提出してください。

(17) 債権者登録（変更）申請書

・委任がある場合は受任者の名称・住所を記入し、代表者・個人印の欄は使用印鑑を押印してください。

(18) 男女共同参画推進状況報告書

・「男女共同参画推進状況報告書」については、入札参加資格審査申請の必要書類ではありませんが、「会津若松市男女共同参画推進条例」第6条第3項及び第13条第2項に基づき提出をお願いしている書類です。条例の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

4. 提出方法及び注意事項

(1) 提出方法

- ・原則、郵送又は宅配便による提出としています。持参による提出も可能です。持参する場合は、内容の説明をできる方が持参してください。
- ・受付受理票の送付を希望される方は、返信用封筒を同封してください。(宛名記載・郵券貼付のこと)

(2) 入札参加資格の有効期限

- ・入札参加資格の有効期間は、申請時に提出された財務諸表の決算日から1年7か月後の日までとなります。
- ・更新方法については、毎年、定められた期限までに(決算日後7か月以内)に、市が指定する書類を提出していただくことにより、登録を更新します。

(3) 申請書及び提出書類について

- ・「2 提出書類」に示す順に綴じ、A4判の紙ファイル(表紙及び背表紙に件名「入札参加資格申請書」及び事業者名を記入のこと)に綴って提出してください。

(4) その他

- ・申請書受付後、申請事項に変更が生じた場合には、すみやかに変更届を提出してください。
- ・申請書の名称・代表者名については、必ずフリガナをふってください。

5. 受付期間

随時受付をしています。(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除きます。)

6. 受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後5時

7. 受付場所

会津若松市役所 総務部 契約検査課

※ 本庁舎建て替えに伴い、令和4年5月より、追手町第2庁舎(追手町2番41号)2階に移転しております。

8. お問い合わせ・郵送先

〒965-8601

福島県会津若松市東栄町3番46号

会津若松市役所 総務部 契約検査課 入札契約グループ

代表電話：0242-39-1111(内線2261～2264)

直通電話：0242-39-1212、1217

課FAX：0242-39-1413